



平成 28 年 12 月 27 日

各 位

会 社 名 ニ プ ロ 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 佐野 嘉彦
(コード番号 8086 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役経理部長 山部 哲彦
(TEL : 06-6372-2331)

**新規劣後特約付ローンによる資金調達および
既存劣後特約付ローンの期限前弁済に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 12 月 27 日開催の当社取締役会において、劣後特約付ローン（以下、「本劣後ローン」という。）による資金調達を行うこと、および平成 26 年 3 月 26 日の当社取締役会で決議した劣後特約付ローン（以下、「既存劣後ローン」という。）の期限前弁済（以下、本劣後ローンによる資金調達と併せて「本リファイナンス」と総称する。）を行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本リファイナンスの目的

本リファイナンスを実施することといたしましたのは、既存劣後ローンのリプレースメント条項（※1）を遵守しつつ、借換手段の多様化による財務戦略の柔軟性向上および現在の低金利環境による金融コストの低減を目的としております。なお、本劣後ローンには、既存劣後ローンと同様に普通株式への転換権は付与されていないことから、株式の希薄化は発生いたしません。

※1：「既存劣後ローンの期限前弁済にあたっては、期限前弁済日以前の 6 か月以内に、普通株式または既存劣後ローンと同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た資金を調達することを意図している。但し、当社が 2010 年 3 月 12 日に発行した 2015 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の保有者が、同社債に付与された新株予約権を行使した場合、行使された日から起算して 6 ヶ月以内においては、同社債の元本の額について、この限りではない」旨の条項。

2. 本劣後ローンの概要

本劣後ローンの詳細条件について、下記の内容で予定しております。

(1)	資金調達総額	金 150 億円
(2)	契約締結日	平成 28 年 12 月 29 日
(3)	実行日	平成 29 年 3 月 31 日
(4)	資金使途	既存劣後ローンの期限前弁済に充当

(5)	最終弁済期日	<p>平成 89 年 3 月 31 日</p> <p>ただし、当社は平成 34 年 3 月 31 日以降の各営業日において、元本の全部または一部を期限前に弁済することができる。また、(i) 本劣後ローンの利息について実行日以降に当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ当社の合理的な努力によってもこれを回避できない場合、または(ii) 格付機関より本劣後ローンについて実行時点の資本性よりも低いものとして取り扱う旨の決定が公表若しくは通知された場合、当社はその選択により、本劣後ローンの元本の全部または一部を期限前弁済することができる。</p>
(6)	リプレースメント条項	<p>当社は、本劣後ローンの期限前弁済にあたっては、期限前弁済日以前の 6 ヶ月以内に、普通株式または本劣後ローンと同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た資金を調達することを意図している。</p> <p>但し、期限前弁済を行う場合において、以下のいずれの要件も満たされる場合には、この限りではない。</p> <p>① 期限前弁済を通知する時点において開示されている当社の有価証券報告書、四半期報告書、決算短信または四半期決算短信のうち最新の連結貸借対照表または四半期連結貸借対照表に表示される株主資本合計の金額が 1,680 億円を上回る場合</p> <p>② 期限前弁済を通知する時点において計算される連結株主資本比率が 23.4%を上回る場合</p>
(7)	適用利率	<p>平成 29 年 3 月 31 日から平成 34 年 3 月 31 日までは、6 ヶ月ユーロ円 LIBOR をベースとした変動金利、翌日以降は 1.00% ステップアップした変動金利</p> <p>但し、ユーロ円 LIBOR が 0% を下回る場合、基準金利を 0% として計算するものとする。</p>
(8)	利息に関する制限	<p>当社は、その裁量により本劣後ローンに係る利息の支払いの全部または一部を繰り延べることができる。</p>
(9)	劣後条項	<p>当社に対して、清算手続の開始、破産手続開始の決定、会社更生手続開始の決定または民事再生手続開始の決定等がされた場合、本劣後ローンの貸付人は、優先株式および本劣後ローンを含む同順位劣後債務等を除く一切の債務全額が支払われた後に、契約に従って弁済を受けることができる。</p> <p>本劣後ローンに係る契約の各条項は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の債権者に対して不利益をおよぼす内容に変更してはならない。</p>
(10)	格付機関による本劣後ローンの資本性評価 (予定)	<p>「クラス 3」、「50」 (株式会社格付投資情報センター)</p> <p>「中」、「50」 (株式会社日本格付研究所)</p>

(11)	本劣後ローンへの 参画投資家（貸付 人）	株式会社 みずほ銀行 株式会社 日本政策投資銀行 他4行
------	----------------------------	------------------------------------

3. 既存劣後ローンの期限前弁済の内容

期限前弁済日	平成 29 年 3 月 31 日
期限前弁済総額	150 億円
期限前弁済事由	既存劣後ローンの期限前弁済条項に基づき、平成 31 年 3 月 31 日の期限前弁済可能日の初日より以前に、全貸付人の事前同意を得て弁済するもの。

以 上